

日市保第1321号
令和4年10月6日

日野市国民健康保険運営協議会
会長 奥住 匡人 様

日野市長 大坪 冬彦

国民健康保険税率等の改定について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、国民皆保険制度の基盤として、市民の医療受診機会の確保等、地域保険としての役割を担っている国民健康保険ですが、平成30年度に大規模な国民健康保険制度改革が実施されました。

この制度改革により、国の財政支援策の拡充が図られたことと併せて、国民健康保険特別会計での法定外繰入分を一般会計からの繰入金で運営している保険者には、赤字を解消していくことが求められるようになったため、日野市も（国保）財政健全化計画書（赤字削減・解消計画）を策定し、東京都へ提出しております。

この度、本計画に基づいた令和5年度の国民健康保険税率等の改定は必要であると判断したため、日野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

よろしくご審議の上、ご答申くださいますようお願い申し上げます。

1. 国民健康保険税率等の改定の理由について

- ・ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が制定（令和3年6月11日）され、国は各都道府県が策定する国民健康保険運営方針に法定外繰入の解消や、保険税水準の統一を明示するよう求めた。これにより令和3年度からの東京都国民健康保険運営方針に記載がされ、都と市町村間で進むべき方向性が示された。
- ・ 日野市の保険税率は東京都内でも低い位置にあり、今後、東京都内の保険税水準の統一となった場合は市民に大きな負担を強いてしまうことになる。今から計画的な値上げを着実にを行い、都内平均に近づけていく必要がある。
- ・ 国保世帯は低所得層も比較的多くおり、物価高騰を不安視する市民もいることは認識している。それでもなお、日野市の保険税率が極めて低いほうであるため、財政健全化計画どおり税率改定が必要と判断した。

裏面あり

2. 国民健康保険税率等の改定内容について

区分	基礎課税額（医療分）		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行税率 (介護なし)	5.40%	30,600円	1.70%	10,500円	1.70%	13,200円	8.80% 7.10%	54,300円 41,100円
改定案 (介護なし)	5.60%	32,400円	1.90%	11,400円	1.90%	14,100円	9.40% 7.50%	57,900円 43,800円
差 (介護なし)	0.20%	1,800円	0.20%	900円	0.20%	900円	0.60% 0.40%	3,600円 2,700円

根拠

3. 国民健康保険税率等の改定の施行期日について

令和5年4月1日